パブリックコメント手続

パブリックコメント手続による市民参加

パブリックコメント手続とは、市が計画、実施、評価等をしようとする施策等の案その他必要と認める事項を公表し、その施策等の案に対して市民から意見を求めて、その意見を考慮してその施策等を決定するとともに、その意見の概要、その意見に対する市の考え方その他必要と認める事項を公表する手続きを実施する方法です。

パブリックコメント手続を実施するときは、対象とする施策等の案、関係資料、意見の提出先、提出方法及び提出期間その他必要と認める事項を公表します。

意見の提出期間は、原則として30日以上とします。

意見を提出する市民は、住所、氏名その他市が定める事項を明らかにします。 市民からの意見を聴取したときは、その結果及びその意見反映の取扱いにつ いて公表するよう努めます。

